

## 国民生活審議会第6回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成16年11月8日(月) 9:30~11:40

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

3. 出席者

(審議会)

落合部会長、石戸谷委員、大河内委員、大村(多)委員、品川委員、島田委員、高橋(伸)委員、田村委員、津武委員、鶴田委員、長田委員、糠谷委員、原委員、樋口委員、古川委員、三木委員、山本委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、柳原国際室長 ほか

4. 概要

(1) 消費者団体訴訟制度検討委員会の審議経過について

冒頭、消費者団体訴訟制度検討委員会委員長より検討委員会の開催状況について報告が行われた後、事務局より資料1について説明があった。その後、検討委員会委員長より、以下の発言があった。

消費者団体訴訟制度はわが国の訴訟制度において新しいものであり、したがって論点が広範に及び、それだけ議論に時間を要するものである。これまでの審議の結果、現時点までに制度の骨格のようなものが浮かびつつあるが、意見が収束していない多くの個別論点も残っている。委員長としては検討委員会委員の協力を得て、更に議論を深め、年末までに制度の骨格をとりまとめたいと考えている。その上で、具体的制度設計のためになお詰めなければならない点について、今後さらに検討し、きちんと詰めるプロセスが必要ではないかと考える。

続いて、事務局より今後のスケジュールについて以下の発言があった。

事務局としては、検討委員会委員長のご報告を踏まえ考えると、年末までに検討委員会において制度の骨格をとりまとめていただきたいと考えている。その上で、なお残る論点について、年明け以降、検討委員会において審議いただき、6月頃までに最終報告のとりまとめをお願いしたい。最終報告を踏まえ、法制化作業に着手し、パブリックコメント等一連の手續に要する期間を考え、再来年の通常国会への法案提出を

目指して作業を進めていきたい。

その後、大要以下の議論が行われた。

- ・ 年末までに制度の骨子をとりまとめて、来年以降、制度の詳細を詰めていく審議スケジュールに対して賛成。

委員会では要望や意見が出されればなしで、それらに関し突っ込んだ議論がなされていない。新しい制度を設計することでもあり、多角的な検討があらためて必要と考える。

消費者被害の拡大防止にも多くの仕組みがあり、その中での消費者団体訴訟の役割も議論されていない。差止めを行使すべき効果的な場面について、ある程度コンセンサスを得て議論すべきである。

また、消費者団体訴訟は、訴訟において抽象的な不利益を審理するものでもあるため、裁判所の役割が変わるのではないか。検討委員会において、裁判官の意見を聴取すべきと考える。
- ・ 検討委員会では、スケジュールに関して何ら明言されないまま来ている。本制度が新しい制度であり、検討すべき論点が多いことは審議のスタートラインから分かっていたことである。検討委員会では、年内に何らかのとりまとめを行い、できれば来年の通常国会に法案提出という含みで審議されてきたところがあるのではないか。検討委員会で議論をすることなく、再来年の法制化というスケジュールを突然ここで決めるのは遺憾である。
- ・ 消費者被害の背景と実態を踏まえると、消費者団体訴訟制度の導入を急ぐべき。次期通常国会を目指して取組むべきであり、法案提出を遅らせることは問題である。
- ・ 事務局が示した今後のスケジュールの進め方には異論がある。平成15年5月部会報告にて消費者団体訴訟制度を早急に導入することが必要と提言され、同年7月の消費者保護会議にて差止制度の導入を検討する旨決定されている。にもかかわらず、再来年の通常国会に提出となると、検討委員会としても怠慢と言われても仕方がない状況である。

差止請求に絞ることに関しても来年の通常国会への提出を念頭に置いてのものだ。議論の熟度と言われ続けてきたが、熟度に関して想定すべきレベルをはっきりさせて欲しい。
- ・ 様々な論点があると思うが、年末にとりまとめをするということは検討委員会設置当初から合意されていた。制度を早急に導入するため、差止請求に絞って議論していた

部分があると思うが、これでは検討してきた前提が崩れると思われる。急にあと半年延ばすと言われても納得いかないところがある。スケジュールを延ばすとすると、意見が今後様々増えるのではないか。

- ・ 検討委員会では濃い議論がされており、積極的に意見が出ていたと感じている。明確に合意された事項以外にも方向性が確認されている事項もあるのではないか。もっと明確に論点を打ち出すべきではないか。是非とも来年の法案提出を目指すべきである。
- ・ 検討委員会では熱心な検討がされており、議論は収斂すると思っていた。次期通常国会に法案を提出することを目指すべきだ。

訴権の範囲、適格団体の在り方、訴訟手続の在り方に関しても大きな意見の食い違いは感じられない。訴権の範囲については、差止請求に絞ることは合意されており、適格団体の要件に関しても、NPO法人やADR（裁判外紛争解決手続）の認証についての検討内容が参考になるのではないか。年内にあと数回検討委員会が開催されるのであれば、精力的に審議を進めて欲しい。
- ・ 消費者団体訴訟制度は、内閣府に設置された「消費者組織に関する研究会」の報告書や、15年5月の消費者政策部会報告「21世紀型の消費者政策の在り方について」等、議論の蓄積がある。検討委員会の議事録を読んでも順調に進んでいると思っていた。現在意見が収斂していない部分について、半年もかける必要があるのか、という気がする。それぞれの論点をこれからまとめることも十分可能ではないか。

臨時国会の代表質問でも消費者団体訴訟制度に言及した質問が出るなど、政治レベルでも導入の議論が出ており、次期通常国会への法案提出を目指すべきだ。
- ・ まだまだ議論が尽くされていないと感じる。これからの消費者法に波及する重要な法案であり、十分議論すべき。制度は、審議会のものでなく、消費者団体のものでもなく、学者のものでもない。国民のためのものであるということを踏まえて、十分に議論を尽くすべきと考える。
- ・ 訴権の範囲、適格団体の在り方、訴訟手続の在り方は三つそれぞれが絡み合った論点である。

適格団体の在り方として、事実上1団体だけが訴権を行使するような形になるのか、あるいは多数の団体が適格団体として訴権を行使するのか。抜本的に訴訟制度を変えるのか、あるいは英国のように消費者団体に国家が強く関与して調整するのか。制度として結論を得るには、半年でもとても足りないのではないか。

差止の対象に勧誘行為を入れるならば、事業者の営業活動についてどのように裁判

で裁くのか。このように、制度の根幹は決まっていらないのが現状だ。

年末までに方向性を決めて、それに基づき年明け以降しっかり議論すべきだ。

- 最大の論点は適格団体の要件と思われる。議論はある程度進められているが、わが国の消費者団体にあてはめるとどうなるか等、各論の議論は全くされていない。消費者団体訴訟制度の導入については同一の方向でも、総論賛成、各論反対という事態が生じることは大いにあり得る。抽象的に適格要件を並べても難しく、実際の消費者団体にあてはめて考えないと分からない。また、適格消費者団体と消費者一般との繋がり、団体の透明性、真に消費者を代表していると言えるのか等、それぞれに関しても議論を進める必要がある。現段階で 2005 年の法案提出は難しいという事務局のスタンスも理解できる。
- 個別の論点に関してどのように考えているかを述べている意見は少ない。それぞれの委員がどのように考え、その考えに対してどう思うのかを述べるべきであろう。
- 司法制度改革においても消費者団体訴訟制度の必要性は述べられていた。消費者団体の中には提言をまとめたところもある。論点を絞って検討を積み重ねれば年内でまとまるのではないか。NPO法人やADRの認証基準を検討の参考にすれば、適格要件に関しても収斂は可能と考える。
- NPO法人は市民活動の自由を確保することが基本であり、消費者団体訴訟制度の適格消費者団体とは性質を異にするものである。適格要件については、裁判で混乱しないように、十分議論すべきだ。
- 調整すべき論点はまだ多く残っている。実際の運用を考えると、慎重に議論を詰めて制度を設計すべきである。できれば早く、とは思うが、無理な制度設計では困る。
- 消費者団体訴訟制度は画期的な制度であり、早期に立ち上げるべきと考えるが、コンセンサスが得られた以外のところの細かい論点は多く残っている。制度を動かすには万全を期すべきであり、拙速に処理するのは好ましくない。骨格を年末にまとめて、来年以降、細目を詰めていくとなると、再来年の法制化で十分ではないか。拙速な審議はいけない。

以上の議論を踏まえ、検討委員会委員長より以下の発言があった。

検討委員会は、議論の結果、コンセンサスの得られたところをまとめるものである。

議論を踏まえると、更に深く何年もかけて議論を詰めないと制度として成り立たないと考える悲観派と、あと2～3回の議論で制度としてまとまると考える楽観派がいると感じる。私は中間的な立場であり、今次国生審の任期の中ではまとめられるのではないかと考えている。新しい制度でもあり、広いコンセンサスをベースに円滑に進めるといふ、私と事務局の提案をご承認いただければありがたい。

検討委員会での審議の進め方は、年末までに制度の骨格をとりまとめるとともに、年明け以降、詰めるべき論点に関して引き続き検討を進め、来年6月頃までに最終報告をとりまとめることで了承された。

## (2) 消費者基本計画における戦略的課題と最重点事項について

次に、事務局より資料2について説明があった。その後、委員より、以下の発言があった。

- ・ 戦略的課題と最重点事項といったアクションプラン型の計画を作成することに賛成。但し、戦略的課題の中に「消費者政策の推進体制の整備」を入れるべき。内閣府の事務局体制や、国民生活審議会の関与の仕方などを計画に盛り込んでいただきたい。さらに、各省庁における消費者政策担当セクションを整備して、どのように消費者の意見を反映させていくのが重要。
- ・ 消費者教育については、消費生活センター側の努力はなされているが、学校側の対応が問題。文部科学省と協力して、学校側が受け入れられるような環境整備を進めて欲しい。また、大学も含めた学校教育を検討していく必要がある。
- ・ 刑事罰や警察の介入が必要なものと、行政的措置や民事的な対応が必要なものとを分けて戦略的課題のところで記述をして欲しい。「架空請求」については前者に分類でき、急いで対応すべき問題。後者については、公正取引委員会のような独立した委員会が、他の機関と連携して行うようなものもあるのではないか。
- ・ 何でも行政で対応するというのではなく、コストパフォーマンスを意識した対応を図るべき。また、自立に向けた基盤整備づくりにおいては、電力・交通・通信ネットワークなどといったインフラが公平に利用されなければならないので、インフラの有効活用を盛り込んでいただきたい。
- ・ 検証・評価・監視を繰り返して、計画を実効性のあるものにしていくということ

が重要である。そのためにも、計画において年次的に何をいつまでに行うということ  
を明記していただきたい。

- ・ リスクコミュニケーションについては、消費者への安全・安心の確保のために、  
コミュニケーション手法の改善が必要。消費者へのわかりやすい説明や、マスコミ  
へのわかりやすいリリース対応、関係行政機関のコミュニケーション手法の訓練が  
重要。
- ・ 消費者教育においては、学校・社会教育における消費者教育の体系化を図って欲  
しい。さらに、社会教育においては、公民館や消費生活センターで現在行われてい  
る消費者教育の他に、民間で行われている消費者教育の活用・支援ということを盛  
り込んでいただきたい。
- ・ 鳥インフルエンザの例でも見られるように、リスクコミュニケーションの役割は  
重要。そのため、今後のリスクコミュニケーションの在り方について、リスク評価  
機関がどのような役割を担っていくのか研究が必要。
- ・ 外為証拠金取引や投資サービス法については、既にかかなりの程度、本年度内に施  
策の中身が固まる予定であるので、計画としてどのように位置づけるのか、表現振  
りに工夫が必要。
- ・ リコールの強化・拡充につき、自動車・薬品以外にも電気製品等にリコール制度  
を広げて行って欲しい。また、トレーサビリティについては、簡単に消費者が情報  
を入手できるようにすることが望ましい。さらに、消費者教育については、学校教  
育は現在の状態が何十年も続いているところ。数値目標などを取り入れて、より推  
進して行って欲しい。
- ・ 戦略的課題の緊急のトラブルへの対応の部分は、計画という枠組みでは取扱いが  
一番難しいところ。そのため、計画に盛り込む際の表現振りには工夫が必要。また、  
検証・評価・監視の仕組みを事務局でしっかり考えていかなければならない。政策  
会議が最終的に行うにしても、機動的に対応するためには下部組織を活用すること  
も必要。国民生活センターも相応の貢献をしたい。
- ・ ネットオークションなどオンライン上の消費者トラブルは、実際の被害が少額で  
あり、裁判所に訴えにくい面があるため、行政による支援が必要なのではないか。  
電子商取引推進協議会（ECOM）の実証実験等を見ても、オンライン上の消費者トラ

ブルが多数発生している。

- 基本計画について、予算との関係が不明であるが、どうなっているのか。  
施策の重要性を踏まえた上で、予算当局と相談していきたい。
- 基本計画を地方自治体でも作成しようという動きがあるので、国と地方との関係も踏まえたものにして欲しい。数値目標も検討して欲しい。
- 消費者教育については、今回の中教審では、法教育・金銭教育を指導要領に盛り込むことが想定されている。今回の計画で、消費者教育については文部科学省の方で具体的にどのようなことをやると言っているのか。  
具体的な内容については、本日の御意見を踏まえ、今後文部科学省と相談したい。
- 本日の資料を見る限りでは、各省庁で横断的・統一的に検討する体制ができつつあると思うので、バランスのとれた計画づくりをお願いしたい。
- リコールについて、例えば自動車においては、不祥事の再発防止に当たることは当然である。その一方で、自動車に限らず、顧客がわからない商品の場合、リコール手続を行うに際しては、事務手続きに労力がかかるということを理解して欲しい。
- 計画作成に際して、国民生活審議会は単に事務局が用意した資料について個別の委員が意見を述べるということではなく、審議会として、委員が起草した一体的な意見を出したりするべき。もっと主体的に関与していくのが国民生活審議会のあり方ではないか。

以上

速報につき、事後修正の可能性あり。